

(1 回量記載)

| | | | |
|---------------------|----------|-----------|------|
| セルシンシロップ 0.1% | 1回 1.5mL | 1日2回 朝夕食後 | 14日分 |
| ジゴシンエリキシル 0.05mg/mL | 1回 2 mL | 1日3回 朝夕食後 | 7日分 |

4) 不均等分割投与の場合

(1 回量及び 1 日量併記)

プレドニン錠 5mg 朝4錠、昼2錠、夕1錠 (1日7錠)

1日3回 朝昼夕食後 7日分

(1 回量記載)

| | | | |
|------------|-------|----------|-----|
| プレドニン錠 5mg | 1回 4錠 | 1日1回 朝食後 | 7日分 |
| プレドニン錠 5mg | 1回 2錠 | 1日1回 昼食後 | 7日分 |
| プレドニン錠 5mg | 1回 1錠 | 1日1回 夕食後 | 7日分 |

5) 休薬期間のある場合

(1 回量及び 1 日量併記)

リウマトレックスカプセル 2mg 1回 1カプセル (1日2カプセル)

毎週日曜9時、21時 4日分 (投与実日数)

リウマトレックスカプセル 2mg 1回 1カプセル (1日1カプセル)

毎週月曜9時 4日分 (投与実日数)

(1 回量記載)

リウマトレックスカプセル 2mg 1回 1カプセル

週3回 (日曜9時、21時、月曜9時) 服用を1つの周期として2周期分

6) その他 (1日1gまたは2gを3回に分けて内服する場合を例示)

(1 回量及び 1 日量併記)

| | | | |
|--------------|----------------------|------------|------|
| 酸化マグネシウム | 0.33g (1日1.0g) 【原薬量】 | 1日3回 朝昼夕食後 | 14日分 |
| マーズレン S 配合顆粒 | 0.67g (1日2.0g) | 1日3回 朝昼夕食後 | 14日分 |

(1 回量記載)

酸化マグネシウム 1 回 0.33g 【原薬量】 1 日 3 回 朝昼夕食後 1 4 日分

マーズレン S 配合顆粒 1 回 0.67g 1 日 3 回 朝昼夕食後 1 4 日分

注) 用法については標準用法マスタを遵守

処方せんに関する法令の規定について

医師法(昭和二十三年七月三十日法律第二百一号)第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第二十二條 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

(略)

医師法施行規則(昭和23年省令第47号)

第21条 医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

歯科医師法(昭和二十三年七月三十日法律第二百二号)

第二十条 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第二十一条 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合においては、その限りでない。

(略)

歯科医師法施行規則(昭和23年省令第48号)

第20条 歯科医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は歯科医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

薬剤師法(昭和三十五年八月十日法律第百四十六号)

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。

保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和32年省令第15号)

第23条第1項 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第2号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年省令第16号）

第8条第1項 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方せんに基いて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日保険発第82号保険局医療課長、歯科医療管理官通知）

別紙1 診療報酬請求書等の記載要領

IV 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(21) 「処方」欄について

ア 所定単位（内服薬（浸煎薬、湯薬及び一包化薬を除く。以下同じ。）及び一包化薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）ごとに調剤した医薬品名、用量（内服薬については、1日用量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬については、投薬全量、屯服薬については1回用量及び投薬全量）、剤形及び用法（注射薬及び外用薬については、省略して差し支えない。）を記載し、次の行との間を線で区切ること。

なお、浸煎薬及び湯薬の用量については、投薬全量を記載し、投薬回数についても併せて記載すること。

（後略）

ウ 医薬品名は原則として調剤した薬剤の名称、剤形及び含量を記載すること。

(22) 「単位薬剤料」欄について

「処方」欄の1単位（内服薬及び一包化薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）当たりの薬剤料を記載すること。（後略）

(23) 「調剤数量」欄について

ア 「処方」欄記載の処方内容に係る調剤の単位数（内服薬及び一包化薬にあつては投薬回数、内服用滴剤、浸煎薬、湯薬、屯服薬、注射薬及び外用薬にあつては調剤回数）を調剤月日ごとに記載すること。

別紙2 診療録等の記載上の注意事項

第5 処方せんの記載上の注意事項

7 「処方」欄について

投薬すべき医薬品名、分量、用法及び用量を記載し、余白がある場合には、斜線等により余白である旨を表示すること。

(1) 医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称を記載することとするが、一般名による記載でも差し支えないこと。

なお、当該医薬品が、薬価基準上、2以上の規格単位がある場合には、当該規格単位をも記載すること。

また、保険医療機関と保険薬局との間で約束されたいわゆる約束処方による医薬品名の省略、記号等による記載は認められないものであること。

(2) 分量は、内服薬については1日分量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬については投与総量、屯服薬については1回分量を記載すること。

(3) 用法及び用量は、1回当たりの服用（使用）量、1日当たり服用（使用）回数及び服用（使用）時点（毎食後、毎食前、就寝前、疼痛時、〇〇時間毎等）、投与日数（回数）並びに服用（使用）に際しての留意事項等を記載すること。

処方例についての記述事項の種類及びその件数

【内用錠剤の処方例】

降圧薬のニルバジピンを原薬量として4mgを1日2回に分けて朝食後と夕食後に服用するよう処方したい。ニルバジピン錠2mgの製品（製品名：ニバジール錠2mg）を14日分処方する場合、処方せんにはどのように記載されますか？

【研究班の想定した現状（1日量）での記載例】

ニバジール錠2mg 2錠 分2 朝夕食後 14日分

【参考：研究班提案する標準案（1回量）での記載例】

ニバジール錠2mg 1錠 1日2回朝夕食後 14日分

| 薬品名 | 件数 |
|-------------|----|
| ニバジール（2） | 35 |
| ニバジール(2mg) | 19 |
| ニバジール錠2mg | 11 |
| ニルバジピン（2） | 9 |
| ニバジール錠（2mg） | 8 |
| ニバジール2mg | 7 |
| ニルバジピン（2mg） | 3 |
| ニバジール錠（2） | 2 |
| ニバジール | 1 |
| ニハルジピン（2mg） | 1 |
| ニルバジピン | 1 |
| ニルバジピン錠2mg | 1 |

| 分量 | 件数 |
|------|----|
| 2T | 68 |
| 2錠 | 16 |
| 2tab | 5 |
| 4mg | 3 |
| (2T) | 2 |
| 2C | 1 |
| II | 1 |
| 4T | 1 |
| 記載なし | 1 |

| 日数 | 件数 |
|------------|----|
| 14日分 | 35 |
| /14T | 9 |
| 14TD | 7 |
| (14) | 5 |
| 14T | 5 |
| 14日 | 5 |
| ×14日分 | 4 |
| /14TD | 2 |
| /14Td | 2 |
| /14日分 | 2 |
| ×(14) | 2 |
| ×14T | 2 |
| 14 | 1 |
| G14TD | 1 |
| /14ds | 1 |
| ×14days | 1 |
| ×14TD | 1 |
| ×14日 | 1 |
| ○月○日から14日間 | 1 |
| 14d | 1 |
| 14Td | 1 |
| ⑭ | 1 |
| g14TD | 1 |
| g14TH | 1 |
| g14TM | 1 |

出典：処方せんの記載方法に関する医療安全対策の検討（主任研究者：齋藤壽一）
平成18年度厚生労働科学研究報告書